

○葛城市芸術文化大会等出場者激励金交付要綱

令和6年8月7日

告示第 127 号

(趣旨)

第1条 この告示は、芸術文化の奨励と振興を図るため、本市に在住する者等で各種芸術文化大会等（以下「大会等」とする。）に出場（出展を含む。以下同じ。）する個人又は団体に対して交付する激励金について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 激励金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 市内の小学校又は中学校に在学している者
- (3) 本市にゆかりがある者で市長が特に必要と認めるもの

(交付対象団体)

第3条 激励金の交付対象団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 葛城市文化協会に加盟している団体
- (2) 市内の小学校又は中学校の代表として出場する団体
- (3) 本市にゆかりがある団体で市長が特に必要と認める団体

(対象となる大会等)

第4条 激励金の対象となる大会等は、次の各号のいずれかに該当する大会等とする。

- (1) 全国大会、全国的に組織された団体又はその加盟団体が主催する大会等で、県大会等の選考を経て出場する大会等
- (2) 世界大会、国際的な団体が主催する大会等で、予選会等の選考を経て出場する大会等
- (3) その他市長が特に必要と認める大会等

(激励金の額)

第5条 激励金の額は、別表の左欄に掲げる大会等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額とする。

(激励金の交付回数)

第6条 激励金の交付回数は、年度を基準とし、1個人又は1団体につき同一年度において1回を限度とする。ただし、第4条第2号に規定する大会等に出場する場合においては、この限りでない。

(交付申請)

第7条 激励金の交付を受けようとする者若しくはその保護者又は団体（以下「申請者等」という。）は、芸術文化大会等出場者激励金交付申請書（様式第1号）に次

に掲げる書類を添付して、当該大会等が開催されるまでに市長に提出しなければならない。

- (1) 当該大会等の開催要項
- (2) 出場を証明する書類（選手名簿、予選結果等）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、激励金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により激励金の交付を決定したときは、当該申請者等に激励金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により激励金の不交付を決定したときは、芸術文化大会等出場者激励金不交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者等に通知するものとする。

（結果報告）

第9条 激励金の交付を受けた者又は団体は、大会等に出場した後、その結果を市長に報告するものとする。

（激励金の返還）

第10条 市長は、激励金の交付を受けた者又は団体が、次の各号のいずれかに該当した場合は当該者又は団体が受けた激励金を返還させることができるものとする。

- (1) 大会等が中止になったとき。
- (2) 大会等に参加しなかったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により激励金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が激励金の返還が適切であると認めたとき。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

区分			金額
全国大会出場	個人	小学生、中学生、高校生	5, 0 0 0 円
		大学生、社会人	1 0, 0 0 0 円
	団体	3 人以下	1 0, 0 0 0 円
		4 人以上	2 0, 0 0 0 円
世界大会、アジア大会出場			1 0, 0 0 0 円

備考

- 1 第3条に規定の交付対象団体以外の団体に選抜された交付対象者が複数人全国大会に出場する場合は、団体扱いとする。
- 2 交付対象者が個人と団体の両方に出場する場合は、団体出場分としてのみの激励金交付とする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

芸術文化大会等出場者激励金交付申請書

葛城市長 様

申請者又はその保護者 住所

氏名又は団体名

⑩

（団体の場合は代表者名）

連絡先

葛城市芸術文化大会等出場者激励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

出場者住所・氏名 (交付対象者のみ)	
大会名称	
部門	
大会日程	
会場	
その他 (出場経緯等)	

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

住所

氏名又は団体名

様

（団体の場合は代表者名）

葛城市長



芸術文化大会等出場者激励金不交付決定通知書

葛城市芸術文化大会等出場者激励金の交付について、下記の理由により不交付と決定します。

記

理 由

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、葛城市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、葛城市を被告として（訴訟において葛城市を代表する者は葛城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。